

(陳受23第30号)

こころの健康を守り推進する基本法の法制化を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日	平成23年11月28日
陳情者	三鷹市上連雀7-16-3 氏家憲章

陳情の要旨

こころの健康は、体の健康と並んで国民の生活の基本をなすものです。精神疾患は国民の40人に1人にあたる323万人が医療機関で受診しており、10年前の1.5倍です。生涯を通じると国民の少なくとも5人に1人が精神疾患に罹患するなど「国民病」です。社会問題という点からは、自殺（自死）で命を落とす方が13年連続で3万人を超え、イギリスの3倍で先進諸国最大の自殺大国です。13年間の自殺者数は42万2千人を超え、この人数は武蔵野市の人口の3.13倍に相当します。死亡者の40人に1人が自殺により亡くなっていますが、その多くの背景に精神疾患があります。

こうした「国民のこころの健康の危機」と言える状況を踏まえて厚生労働省は、ことし7月、精神疾患をがん・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病と並ぶ5大疾病の一つに指定して、医療の充実を図ることを決定しました。イギリスなど諸外国では、すでに精神疾患のこうした位置づけに基づいた政策が実現しています。一方日本では、いわゆる「精神科特例」に基づいて、精神科では、医師の数が他科の3分の1で良いとされ、医療費もそれに見合うものとなっているなど、法制度としての差別が現在も続いているので、こうした差別の解消に結びつくことが期待されます。

2010年5月に「こころの健康政策構想会議」は、長妻厚生労働大臣（当時）に「こころの健康の制度の改革についての提言」を提出しました。この提言では、精神疾患だけでなくこころの健康全般についての取り組みを国民のニーズに基づいて社会として行っていくことが重要であることを強調しました。こころの健康は、国民の一人一人の問題というだけでなく、社会としても取り組みを進めていかなければいけない課題です。こうしたことから、私たちは提言書に基づいた「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める取り組みを行っています。幸い、こうした取り組みについては国会議員の方々からもご理解をいただき、超党派の議員連盟の結成の取り組みも進んでいます。また基本法制定に向けた意見書は、2010年12月三鷹市議会、ことし9月調布市議会で採択されています。現在、全国各地でも取り組みが行われています。

ぜひこの趣旨を御理解され武蔵野市議会においても「こころの健康を守り推進する基本法」の法制化を求める意見書を採択していただき、国会及び関係行政機関に対して提出していただくよう陳情します。